

地保第 1404 号  
令和 6 年 4 月 23 日

大阪府内指定都市・中核市  
保健福祉主管部局長 様

大阪府健康医療部保健医療室長  
( 公 印 省 略 )

旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）

標記について、旧優生保護法一時金支給法の改正により請求期限が5年延長し、令和 11 年 4 月 23 日までとなったことを受け、国から別添のとおり、当該資料の保全について再度依頼がありました。

同通知については貴市に対しましても直接依頼があったと存じますが、同通知文では、資料の適切な保全の再依頼（別添通知記 1）に加え、医療機関等が廃止され、承継先が存在しない場合においては、大阪府が関連資料を保存すること（別添通知記 2）となっています。本府では、請求期限が延長されたこと及び国通知の趣旨を踏まえ、関連資料等の保全依頼にあわせて、再度資料の有無について調査を実施させていただくこととし、大阪府の所管施設に対し別紙により発送します。

つきましては、貴市におかれましても、管内の各保全措置対象施設及び機関への周知及び調査に格別の御配慮を賜りますよう依頼申し上げます。

保健医療室地域保健課母子グループ 角野  
電話 06-6944-6698 内線 6698  
FAX06-4792-1722  
e-mail: [chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp)